

21庁房第223号  
平成22年諮問第9号

文化審議会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について

—「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)」の策定に向けて—

平成22年2月10日

文部科学大臣

川端達夫

(理 由)

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えると同時に、経済や国際協力をはじめ我が国のすべての営みの基盤として極めて重要であると認識しております。

我が国は、戦後、大きく経済発展を遂げ、文字どおり成熟した経済の時代を迎えましたが、それと同時に、質の高い文化芸術の振興が心豊かな国民生活、活力ある社会を構築し、真の経済発展をもたらすという新たな国家戦略、言い換えれば新たな「文化芸術立国」の時代を迎えつつあると言えます。このような時期にあっては、豊かな文化資源の蓄積を促し、そこから新たな文化を創造し、優れた人材を育て、内外に積極的に発信していく視点が極めて重要であると考えます。

また、子どものうちから文化芸術にじかに触れ、豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を培うことは、人格形成に大きな影響を与えるものであり、新たな「文化芸術立国」の時代においては、次代の文化芸術を担う人材の育成の観点からも、ますますその重要性が高まっております。

私は就任以来、「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を置き、文化芸術の振興に努めてまいりましたが、このたび第10期文化審議会の発足に当たり、第3次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定をも念頭に、改めて文化芸術の振興のための基本的な施策の在り方について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

#### (1) 国の政策としての文化芸術振興の意義について

まず第一に、国の政策としての文化芸術振興の意義についてであります。

文化芸術振興の重要性については論をまちませんが、改めて国が文化芸術振興に果たす役割についてお示しいただきたいと思います。

国においては文化庁はじめ関係府省によりかねて各般の文化芸術振興施策が講じられ、平成13年に成立した文化芸術振興基本法においても、文化芸術振興に関する施策を総合的に策定・実施することが国の責務として明確に位置付けられておりますが、最近の「国から地方へ」「官から民へ」の流れの中で、文化芸術振興に果たす国の役割が改めて問われております。

このような状況を踏まえ、文化芸術振興は国民にとってどのような意義を持つのか、国が公共政策として文化芸術を振興することはなぜ必要なのか、社会を挙げて文化芸術振興を目指す上でどのような取組が必要なのか等につき、しっかりとした御議論をお願いいたします。

## (2) 文化芸術振興のための基本的視点について

第二に、文化芸術振興のための基本的視点についてであります。

まず、文化芸術振興施策の現状について、現行の第2次基本方針の実施状況を中心に検証・評価し、それを踏まえ、文化芸術振興のための基本的な方策を明らかにしていただきたいと思います。

また、「ソフト」と「ヒューマン」に軸足を置いた文化芸術振興について、頂点の伸長、裾野の拡大、経済活動・地域活動の活性化、国際交流の推進等の観点から、今後の基本的な方向性をお示しいただきたいと思います。

さらに、文化芸術振興を担う各主体の役割に関し、国、地方、民間、個人等の役割は何か、国の推進体制をどのようにするか等についても御検討をお願いいたします。

## (3) 文化芸術振興のための重点施策について

第三に、上記の文化芸術振興の意義及び基本的視点を踏まえ、文化芸術振興のための重点施策について具体的にお示しいただきたいと思います。

まず、文化芸術の分野ごとの振興策についてであります。

舞台芸術，美術，映画，メディア芸術，生活文化，文化財など分野の区分と政策目標をどのように設定するか，それぞれの効果的・効率的な振興方策をどのように構築するか等につき，明らかにしていただきたいと思います。

次に，文化を支える人材の育成についてであります。

芸術家とそれをサポートする人材をどのように育成するか，無形文化財の伝承者や文化財保存技術の後継者をどのように育成するか，将来の文化の担い手たる子どもたちへのアプローチをどのように図るか等の観点から，御検討をお願いいたします。

さらに，文化発信と国際交流の推進についてであります。

文化発信をどのように進めるか，特に東アジアを中心に世界との文化交流の推進方策について，御検討をお願いいたします。その際，狭い意味での文化のみならず，日本人の生活文化全般を，観光振興等にも留意しながら積極的にアピールしていく視点も重要であると考えます。

最後に，文化芸術を振興するための新たな手法の導入についてであります。

具体的には，寄附税制の拡充を含む寄附文化の醸成についてどのように考えるか，マッチング・グラントなど民間資金導入の新たな仕組みをいかにして構築するか，国，地方，民間，企業等による共通基盤と協働の場をどのように整備するか，劇場，音楽堂など文化芸術拠点の充実をいかに図るかをはじめ，文化芸術振興のための効果的手法について，広く御検討いただきたいと思います。

以上の三点が，中心的に御審議をお願いしたい事項であります。このほかにも文化芸術全般にわたり必要な事項について御検討をお願いいたします。